

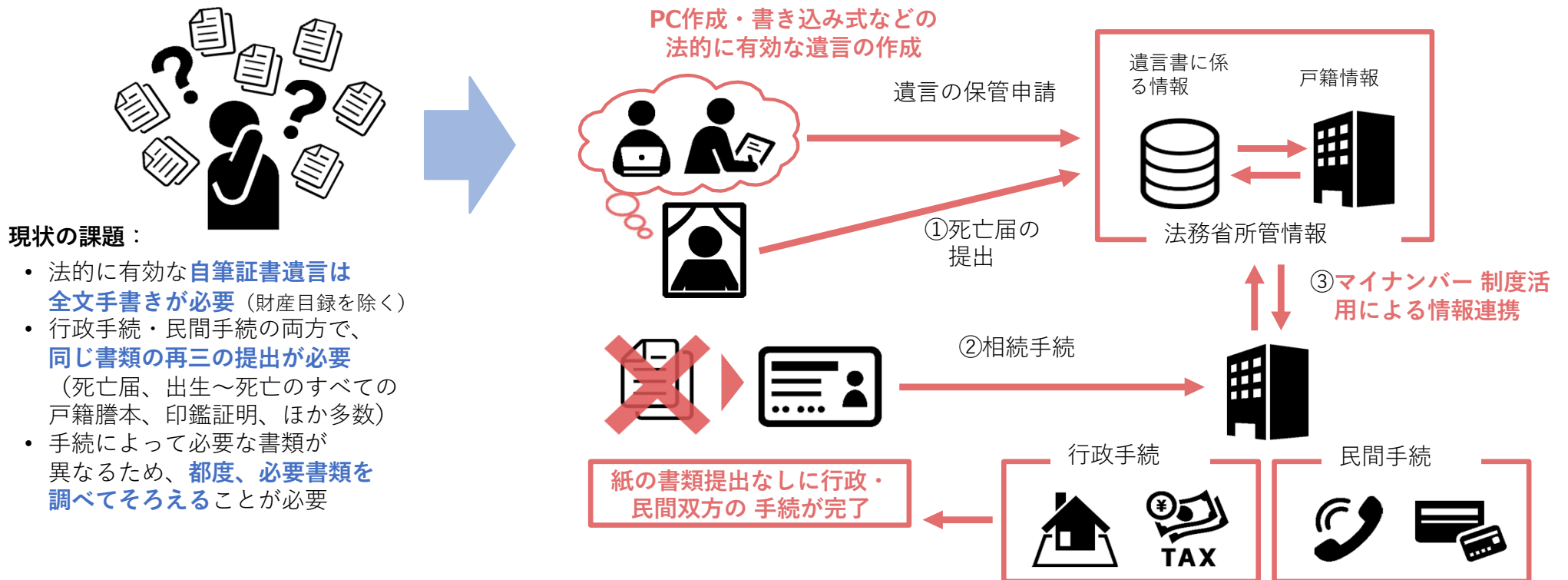
経団連「2023年度規制改革要望」

- 死亡・相続に係る手続のデジタル完結
- 自筆証書遺言の作成手段及び形式の追加的容認

2024年4月25日

(一社) 日本経済団体連合会
行政改革推進委員会 委員

死亡・相続に係る手続きの**エンドツーエンドでのデジタル完結**および**ワンズオンリー**を実現すべき（戸籍法第86条、相続税法施行規則、不動産登記規則）
Wordや動画、ノートに遺言内容を書き込む形式等、**自筆以外の作成手段・形式**においても**法的に有効な遺言書**と認めるべき（民法第968条等）
⇒登記・税はじめ**相続手続きの円滑化・迅速化**、相続トラブルの軽減



死亡・相続に係る手続のデジタル完結

要望サマリ（死亡・相続に係る手続のデジタル完結）

死亡・相続に係る手続のエンドツーエンドでのデジタル完結及びワンスオンリーを実現するために以下を要望する。

	概要	課題	効果
①	死亡届（死亡診断書・死体検案書）の届出をデジタル化する	法制上の課題は無いが、以下の実務上の課題あり ・医療機関における死亡診断書作成事務のデジタル化と地方公共団体とのオンライン接続 ・地方公共団体側の受理事務の見直し（押印不要、記載事項等の見直し等）	・遺族が届出に要する手間等の解消 ・死亡に伴うその後の手続きにおいて、「死亡を証明する書類」の提出が必要となる場面での、デジタルデータでの提出が可能となる（その後の手続きにおいて複写不足が生じても再発行の手間を要しない）
②	公的個人認証サービスの失効事由を死亡の事実が確実にわかるようにする	・マイナンバーカードの電子証明書失効事由を日本独自の仕様とする必要がある	・公的個人認証のプラットフォームサービスを活用する民間企業は、顧客の死亡事実を確実に把握できる
③	法定相続人であることが電子的に確認ができた場合には、戸籍等関連書類の提出を不要とする	以下2つの課題を段階的に解決を要望 ・第1ステップ：法定相続情報証明制度の申請オンライン化、法定相続情報一覧図の電子化及びマイナポータル連携 ・第2ステップ：戸除籍上の親族的身分関係情報に基づいた法定相続情報一覧図の自動生成	・第1ステップ：法定相続情報一覧図申請の利便性向上、相続関連手続きにおけるマイナンバーカードによる本人確認と被相続人との関係性確認のほか、紙に依存しない相続手続きが可能となる ・第2ステップ：法定相続情報一覧図作成自体が不要になる。
④	民間企業にも利用対象を拡大する	・公的個人認証のプラットフォームサービスにおいて、法定相続人であることを確認可能とする	・行政手続以外にも民間利用にも拡大することで、あらゆる相続手続きにおいて戸籍等の書面の省略が可能となる

前ページ「③法定相続人であることが電子的に確認ができた場合には、戸籍等関連書類の提出を不要とする」を実現したときに効率化される行政手続きを以下に示す。

相続財産の確定に必要な手続き一覧

行政機関	所管省庁	手続きの種類	必要書類 (主なものを記載)	戸籍連携が 自動化できた場合	戸籍連携が イメージ画像の場合
市町村	総務省	【相続人調査】 戸籍収集	申請書（戸籍が必要な人の本籍地・名前・生年月日、請求する人の名前・住所・生年月日・続柄、必要な戸籍の通数・使い道を記載）、請求者の身分証明書の写し、印鑑、委任状（必要な場合）	戸籍収集は不要、 身分証明書は不要 (マイナカード認証を前提)	戸籍に関する書類のイメージ画像を行政機関で確認する必要あり
家庭裁判所	法務省	【相続人調査】 不在者財産管理人選任	不在者の戸籍謄本・戸籍附票、財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票、不在の事実を証する資料・財産に関する資料・利害関係を証する資料（戸籍謄本、契約書等）	戸籍に関する書類は不要	同上
公証役場	法務省	【遺言確認】 公正証書遺言確認	遺言者が死亡した事実を証明する書類、相続人であることを証明する戸籍謄本、身分証明書	戸籍に関する書類は不要、身分証明書は不要（マイナカード認証を前提）	同上
日本年金機構、 共済組合	-	【国民年金、厚生年金】 被保険者資格の喪失手続	死亡の事実を明らかにできる書類（住民票除票、戸籍抄本、死亡診断書写しのいずれか）	戸籍に関する書類は不要	同上
日本年金機構、 共済組合	-	【国民年金、厚生年金】 未支給年金請求の届出	年金証書、戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し、生計同一がわかる書類（住民票の写し等）、受取口座指定	戸籍に関する書類及び法定相続情報一覧図は不要、身分証明書は不要（マイナカード認証を前提）	同上

相続財産の確定に必要な手続き一覧

行政機関	所管省庁	手続きの種類	必要書類 (主なものを記載)	戸籍連携が 自動化できた場合	戸籍連携が イメージ画像の場合
市町村、健康保険組合	厚生労働省	【高額医療費の請求】 高額療養費の払い戻し(国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険)	戸籍謄本等(法定相続情報一覧図の写し)、医療費の領収書、身分証明書、相続人全員の印鑑証明書、遺言書(必要な場合)	戸籍に関する書類及び法定相続情報一覧図は不要、身分証明書は不要(マイナカード認証を前提)	戸籍に関する書類のイメージ画像を行政機関で確認する必要あり
市町村	厚生労働省	【介護保険関係手続き】 保険料還付請求	還付請求書兼口座振替依頼書、相続人総代者選任届(戸籍謄本・戸籍抄本が必要になることが多い)	戸籍に関する書類は不要、身分証明書は不要(マイナンバーカード認証を前提)	同上
市町村	総務省	【固定資産関係】 固定資産課税台帳閲覧	証明・閲覧申請書、申請者の本人確認書類、法定相続情報一覧図もしくは被相続人の住民票の除票等、相続人の戸籍謄本・抄本	戸籍に関する書類及び法定相続情報一覧図は不要、身分証明書は不要(マイナンバーカード認証を前提)	同上
法務局	法務省	【固定資産関係】 不動産相続登記	被相続人の戸籍謄本・除籍謄本等、被相続人の住民票の除票(または戸籍附票)、相続人の戸籍謄本(法定相続人全員)、住民票、固定資産評価証明書、相続関係説明図、遺産分割協議書、印鑑証明書等	戸籍に関する書類及び法定相続情報一覧図は不要、身分証明書は不要(マイナンバーカード認証を前提)	同上

- デジタル庁では、行政手続だけではなく民間手続を含めて死亡・相続ワンストップサービスを推進することとしている。しかし、起点となる死亡届及び死亡診断書（死体検案書）は法制度上、電子化を阻害する規制はなく、行政手続等の棚卸結果等の調査結果でもオンライン化実施済と公表されているにもかかわらず、いまだオンライン手続の採用自治体はなく、紙での提出となっている。
- 土地・不動産の相続登記・登録免許税納付・名義変更、相続税申告、未支給年金申請、銀行・証券口座、クレジットカード、電話通信契約・サブスクリプションサービス等の利用停止・解約・名義変更等、行政・民間の様々な手続においても、同じ書類（死亡届、出生から死亡までのすべての戸籍謄本、遺言書情報証明書、法定相続一覧図の写し、相続人の住民票、印鑑証明書等）を再三提出する必要がある。
さらに、手続によって必要な書類が異なり、自身で調べて都度書類をそろえなければならないことが、相続人・遺族の大きな負担となっている。
- また、公的個人認証サービスを利用する民間事業者は、顧客の死亡により署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が失効状態となった場合、失効理由を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に確認することができるが、回答は「死亡又は海外転出」に留まり、確定的に死亡の事実を把握することができない。

そこで、死亡・相続に係る手続のエンドツーエンドでのデジタル完結及びワンスオンリーを実現すべきである。

- ① 死亡届の届出をデジタル化する。
- ② ①を踏まえ、公的個人認証サービスの失効理由を「死亡」と「海外転出」に切り分け、民間事業者が確定的に死亡の事実・死亡日情報を把握できるようにする。
- ③ マイナンバー制度を中核とする行政機関同士のバックヤード連携により情報を取得可能であることから、マイナンバー制度を利用して相続人であることの確認ができた場合には、死亡・相続に係る手続において、死亡届、被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本及び住民票、法定相続一覧図の写し、相続人全員の印鑑証明書の提出を不要とする。

一部の改製原戸籍は電子化されずに紙で残存しているが、これらもマイナンバー制度の利用及び行政機関同士のバックヤード連携による一括での情報取得の対象となるよう、自治体に対し電子化の技術的助言を行う。

その他にも、マイナンバー制度の活用によって取得可能な書類・情報はすべて提出を不要とし、相続人の本人確認のみですべての手続が可能となるよう見直しを行う。

- ④ 民間企業に対して行う銀行・証券口座や電話通信契約の名義変更・解約等においても、行政手続と同じく相続人の本人確認のみで完結するよう、マイナンバー制度の活用を認める。

- エンドツーエンドでのデジタル完結は、現在必要な各種手続を単にデジタルに置き換えていては実現しない。
真に必要な手続のみとなるよう簡素化し、サービスデザインの観点から設計しなおすBPRを行うべきである。
- なお、現行の制度において既に、第三者であっても、自己が法定相続人となる遺産相続などの権利行使を目的とする場合には、請求理由等の確認を条件に、委任状を必要とせずに戸籍謄本・住民票の交付を請求できることとなっている。
したがって、本要望で実現を求めるマイナンバー制度の活用においても、使途が死亡・相続に係る手続であることの確認を前提に、現行の制度と同様とすべきである。
- これにより、相続人・遺族の書類の収集・提出の負担を軽減できるだけでなく、必要書類の不備等、手続自体に不慣れであることに起因する手続不能の事態を回避できるようになり、相続人・遺族、地方公共団体・法務局等の行政機関、銀行・保険会社等の事業者の三者において利便性が向上する。
- 民間手続においても、事業者が顧客の死亡情報を確定的に把握できることで、保険金請求手続やサービス利用料徴収の適時停止等、遺族に対する案内を円滑に進めることが可能となる。
故人が契約していた各種サービス等の情報を把握していない場合においても、遺族が自身で契約先の特定等を行う必要がなくなり、負担軽減につながる。

死亡・相続に係る手続のデジタル完結 – 現在 (As Is) –

時系列

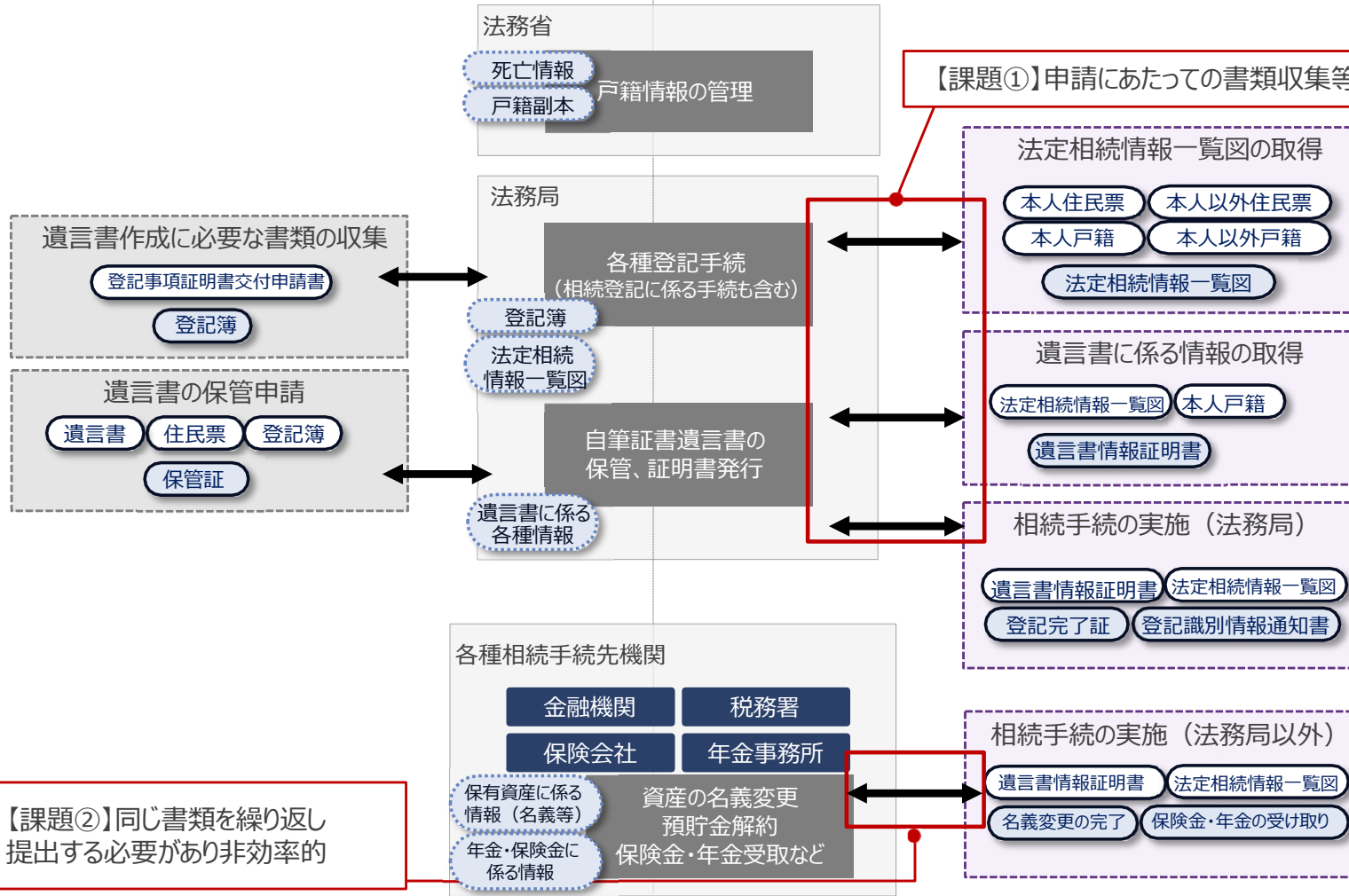
凡例 準備する必要がある資料 取得できる証明書等 保有する情報・扱う証明書等

生前 (遺言者本人)

死後・相続手続時 (相続人等)

各省庁

遺言書作成・保管



時系列

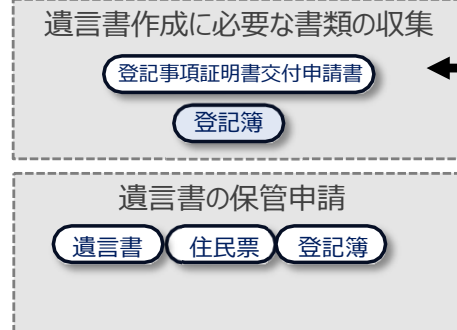
凡例 準備する必要がある資料 取得できる証明書等 保有する情報・扱う証明書等

凡例： 収集不要となる資料 将来的に不要となる資料

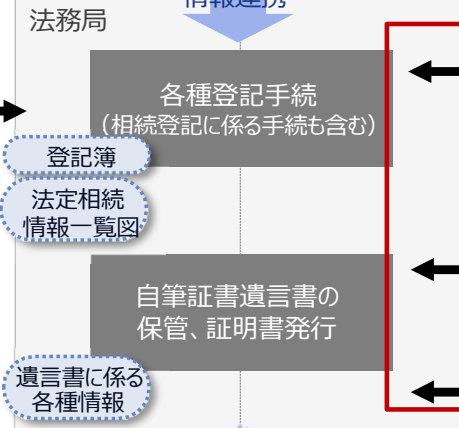
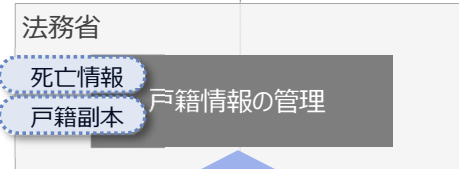
生前（遺言者本人）

死後・相続手続時（相続人等）

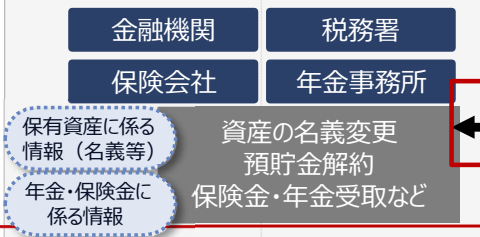
遺言書作成・保管



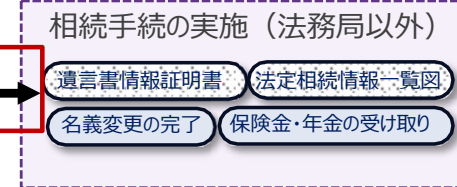
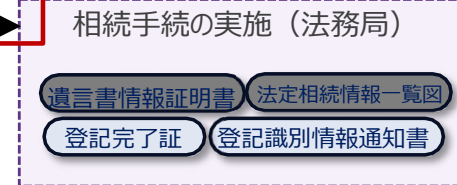
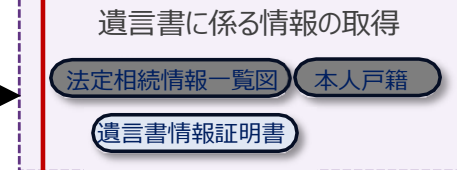
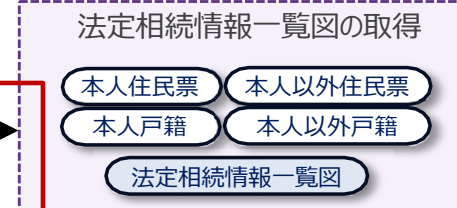
各省庁



各種相続手続先機関



【課題①】申請にあたっての書類収集等が煩雑
→マイナンバー制度を活用したワンスオンリーを実現



相続手続準備

相続手続

【課題②】
同じ書類を繰り返し提出する必要があり非効率
→官民含めたワンスオンリーを実現し、
手続の簡略化を実現

【要望】
将来的にデジタル化された遺言と登記情報等の
公的データが連携できれば、更なる効率化が実現する

自筆証書遺言の作成手段及び形式の追加的容認

- 現行制度において主に利用されている方式には、公正証書遺言と自筆証書遺言がある。前者には作成・修正の都度一定の費用が生じ、また、後者は本文の自書・押印が必要であり、必要事項の記入漏れ、氏名や財産目録の不正確な記載、手書きによる誤字・乱筆等により、結果として法的有効性のない遺言書が作成され、相続トラブルに繋がりやすいという課題がある。
- 遺言の作成は、相続トラブルの未然防止や相続手続きの効率化、遺言者本人の意思に基づく円滑な資産承継を実現するうえで重要な役割を果たす。法務省の調査では、対象者（55歳以上・約8,000人）の90%以上が遺言を作成したことはないと回答した一方で、遺言を残したいと考えている人は35%以上との結果を示しており、利便性の高い遺言作成に対する国民のニーズは高い。
- 2023年6月16日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、2024年4月から相続登記が義務化されることも視野に、手続きの電子化によって相続人や関係機関の負担を軽減する必要があるとしている。この中で、デジタル技術を活用した自筆証書遺言についても、「現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて（略）検討を進める」と示した。

- そこで、本検討において、本人の真意に基づき作成したことを担保することを前提として、Word等の文書作成ソフトや動画、ノートやソフトウェアの規定された欄に遺言内容を書き込む形式等、幅広い手段によって遺言作成が可能となるよう柔軟な制度設計を行うことを求める。
本人の真意に基づき作成したことを担保する手段の一案として、自筆証書遺言書保管制度の保管申請時に本人の意思確認を行うことが考えられる。
- これにより、遺言に関する知識が十分でなくても法的要件を満たした遺言を容易に作成可能となり遺言の普及促進が図れるだけでなく、様々な生前対策と組み合わせた終活関連ビジネスの市場規模の拡大が期待でき、結果的に遺言者の安心や利便性につながる。加えて、遺言者に対して、遺留分や相続税等、相続トラブルの原因となりやすい課題について情報提供を行う事が可能となり、非生産的な争いを抑止する効果も得られる。
- なお、財産目録と実体の資産情報（不動産登記、金融資産等）を電子的に情報連携できれば、不正確な記述による遺言無効の防止だけでなく、相続手続の官民双方の大幅な簡素化、相続登記義務化の実効性向上等が可能となる。
相続手続のデジタル完結を可能とするこうした環境整備についても並行して検討すべきである。

具体的な手段例	動画	文書ソフト (Word等)	Web入力フォーム (Q&A方式)
メリット・利点	<ul style="list-style-type: none">✓ 作成が容易✓ 本人の声と映像が残るため、本人確認も容易	<ul style="list-style-type: none">✓ 利用者がいつでも・どこでも作成可能✓ 形式が決まっていないため、作成の自由度が高い	<ul style="list-style-type: none">✓ 作成が容易✓ 海外での導入事例もあり (海外では保管・死後通知は官/作成・相談は民でシームレスなサービスを提供)
課題・懸念	<ul style="list-style-type: none">✓ 本人の真意を確認する方法✓ 一定の作成ルールの制定✓ 実現性が見極めが必要 (海外事例も動画のみはない)	<ul style="list-style-type: none">✓ 本人が作成したことの証明方法の検討	<ul style="list-style-type: none">✓ 本人が作成したことの証明方法の検討✓ 遺言書としての法的妥当性担保のため、質問項目の検討にあたっての負担増✓ 作成した内容の提出・保管方式の検討が必要

課題となっていた内容の妥当性確認に必要な費用負担や遺言書の作成負担の軽減を実現。

【要望】

将来的にデジタル化された遺言と登記情報等の公的データが連携できれば、更なる効率化が実現する